**確認報告書の提出について**

* 報告書の提出を要する事業所は、令和5年4月1日までに指定を受けた、または開設した吹田市内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、有料老人ホーム、有料老人ホームに該当するサービス付高齢者向け住宅、軽費老人ホームです。
* 事業所ごとに提出期限までに吹田市電子申込システムより御提出ください。

◇ 集団指導の資料内容については、事業所内で周知してください。

◇ 提出期限内に提出がない場合は、優先して運営指導を行うことがあります。

◇ 提出期限：令和5年10月10日（火）

◇ 提出方法：電子申込システム

　 下記URLからアクセスしてください。

🔸吹田市電子申込システム　URL

トップページ > 市政 > オンラインサービス > 電子申込システム

※検索ワードに「令和５年度吹田市介護保険事業者等集団指導（介護保険施設等分）について」と入力して絞り込みで検索をクリックしてください。

<https://s-kantan.jp/city-suita-osaka-u/offer/offerList_initDisplay.action>